

第435回神奈川地方最低賃金審議会 議 事 録

1 日時 令和7年7月3日（木）午前9時58分から午前10時55分
まで

2 場所 横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室

3 出席者（五十音順）

公益代表委員 大田博樹、加藤香織、高井文子、芳野直子
(欠 赤羽淳)

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、佐俣光男、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 栗原敏郎、白土博子、関口明彦、長谷川幹男、山本弘

4 議題

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 神奈川県最低賃金の改正について（諮問）
- (3) 関係労使の意見書提出と陳述について
- (4) 神奈川県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 神奈川県特定最低賃金特別小委員会の設置等について
- (6) 審議会の公開について
- (7) 基本的考え方の表明

【事務局：監察監督官】

おはようございます。定刻まで少し時間がございますが、お揃いですので、審議会を始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、公開規程に基づき公開しておりますが、傍聴希望はありませんでした。

それでは、審議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。お手元のファイルに綴ってございます「会議次第」「席次表」の次からが資料となっております。資料の一覧表で御確認ください。よろしいでしょうか。

次に、本日の出席状況についてです。現時点で、15名の委員のうち、14名の御出席をいただいております、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。赤羽委員からは、あらかじめ、欠席の御連絡をいただいております。

それでは、ただいまから、第435回神奈川地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、第53期委員が新たに選任されました最初の審議会ですので、会長が選出されるまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

それでははじめに、委員の交代がありましたので、御報告いたします。公益委員に大田博樹委員、加藤香織委員、使用者側委員に白土博子委員が、新たに選任されましたので御紹介させていただきます。それでは、新たに選任されました3名の委員から、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

初めに、公益委員の大田委員、お願いいたします。

【大田委員】

このたび、最低賃金審議会の公益委員を拝命しました、神奈川大学の大田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私はこれまで労働環境を含めた社会情報について、体系的にどう捉えていけばよいのかについて研究してまいりました。このような経験を生かしつつ、最低賃金審議会では、労使双方の意見に耳を傾けつつ、審議に貢献していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

続いて、加藤委員、お願いいたします。

【加藤委員】

公認会計士の加藤と申します。よろしくお願いいたします。私は今、企業の監査役という仕事をしております、経営者側と、そうでない多くの皆様と、両方の気持ちが分かるようでありたいと思っておりますので、こちらでもそういった立場で、委員を務めていくことができたいと思っております。よろしくお願い致します。

【事務局：監察監督官】

次に、使用者側委員の白土委員、お願いいたします。

【白土委員】

株式会社シラド化学の取締役会長を務めています白土と申します。よろしく申し上げます。最低賃金といえば、もちろん言葉としては知っておりましたけれども、どういう議論を経て最低賃金が決まっていくのか全く未経験ですので、本当に一から勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【事務局：監察監督官】

ありがとうございました。そのほかの委員の皆様に変更はございませんが、本年度最初の審議会ですので、そのほかの委員の皆様を御紹介させていただきます。着座のまま会釈をしていただければと思います。資料の上にあります委員名簿の順序に従いまして御紹介させていただきます。

(名簿に基づき各委員を紹介)

次に、私ども事務局の職員が、この4月1日付けの異動により一部替わりましたので、昨年から引き続き留任した者も含めて、紹介をさせていただきます。

労働局長の児^こ屋^や野^のでございます。

労働基準部長の荒木でございます。

賃金室長の木村でございます。

最低賃金係長の岸本でございます。

そして私、監察監督官の大屋でございます。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の開催にあたりまして、局長の児屋野より一言御挨拶申し上げます。

【局長】

各委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様方には、常日頃から、賃金に関する施策を始めとして神奈川労働局が進める各種の施策について、御理解、御協力をいただいておりますことを、この場を借りて、御礼申し上げます。

本日は神奈川県最低賃金の改正の諮問をさせていただきたく、お集まりいただきました。

今後、中央最低賃金審議会において、賃金引上げの改定の目安の審議がなされ、その目安が示されることとなってございます。

皆様方におかれましては、その目安を御参考にしながら、神奈川の実情を踏まえた御議論を賜うことができればと、考えております。

私ども事務局といたしましては、審議が円滑に、そして充実したものになるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

次に、議題１の、会長及び会長代理の選出を、お願いしたいと思っております。選出につきましては、最低賃金法第２４条第２項に「公益を代表する委員のうちから、委員を選挙する。」とされておりますが、具体的にはいかがいたしましょうか。

【芳野委員】

赤羽委員に会長を、高井委員に会長代理をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【事務局：監察監督官】

ただいま、会長には赤羽委員、会長代理には高井委員との、御発言がありました。なお、本日欠席の赤羽委員からは、推薦があった場合に、神奈川県最低賃金審議会の会長に就任いただくことにつき、事前に了解を得ております。いかがいたしましょうか。

【各委員】 （異議なし）

【事務局：監察監督官】

ありがとうございます。それでは、皆様の御賛同が得られましたので、会長には赤羽委員、会長代理には高井委員ということでよろしくお願いいたします。

それでは、会長代理から一言御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長代理】

高井でございます。本日は、赤羽会長に代わりまして会長代行として御挨拶を申し上げます。

今年も依然として不透明な国際情勢が続いている中で、今年はいわゆるトランプ関税の動向が、さらに不透明感を増す要素となっていて、我が国の経済にも深刻な影響を及ぼしていると感じております。こうした状況に加えまして、物価の高騰、中でも今年は主食であるお米の価格高騰が生活者の暮らしに大きな影響を与えていることが、非常に大きな問題となっていると感じております。

私自身は、この審議会に携わりまして、３年目となりますけれども、いわゆる大企業と中小企業との構造的な違いに加えまして、神奈川県においては東京に隣接する川崎・横浜地域と他県との境に近い県西部などとの間で雇用

ですとか、賃金の実態に大きな違いがあるということも改めて実感しております。

こうした様々な課題がある中で、また、社会ですとか経済の変化が加速している中で、今年も委員の皆様にはそれぞれのお立場から御意見をいただきながら、慎重かつ誠実な御審議を進めていただくことになるかと思えます。こちらの公益委員といたしましても、公正で円滑な議論の進行に努めてまいりますので、どうか御協力を賜り、実りある結論が導かれますことを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：監察監督官】

ありがとうございます。赤羽会長は本日欠席ですので、この後の進行につきましては、会長代理をお願いいたします。

【会長代理】

承知いたしました。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録の確認ですけれども、私と

労働者側は 阿部委員

使用者側は 関口委員

に、お願いいたします。

それでは、議事の最初に、神奈川県最低賃金の改正についての諮問がございます。では、事務局からお願いします。

【事務局：監察監督官】

それでは、児屋野局長から諮問文を会長代理にお渡しいたします。

（局長から会長代理へ諮問文手交）

（事務局から委員全員へ諮問文（写）を配付）

【会長代理】

ただいま、局長から諮問文をいただきました。それでは、事務局の方で、諮問文の読み上げをお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは読み上げます。

（諮問文 朗読）

【会長代理】

では、賃金を巡る情勢などについて、資料説明を兼ねて、事務局からお願いします。

【事務局：賃金室長】

それでは、私から、資料説明の前に、ただいまの諮問について少し説明させていただきます。

お配りしている資料の、5番と7番を御覧ください。

6月13日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針2025」の、関係部分の抜粋をお付けしております。

資料番号5番の最後から2枚目に、最低賃金の引上げという項目がございます。読み上げますと、「最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。」とされております。

その後、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の説明がございます。概要については、中小企業・小規模事業者に関する、まず「価格転嫁・取引適正化の徹底」、それから「きめ細かな支援策の充実及び生産性向上」、「事業継承・M&Aに関する環境の整備」、それから「人材についての処遇改善等」と、大きく四つに分かれております。

最後に、地方最低賃金審議会において、これらの制度全体の取組や、各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう御議論いただく、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る、とされております。

神奈川県最低賃金につきましても、春季における賃上げ状況、それから神奈川県の景気動向、雇用情勢等を踏まえるとともに、この「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」、それから「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配慮した審議をしていただくということで、本日、改正について諮問させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お配りしている資料について、御説明させていただきます。

資料1、先ほど御紹介いたしました第53期委員の名簿になります。

資料2、審議会の運営規程、特別小委員会の運営規程、それから審議会公開要項の三つを付けてございます。

資料3、令和5年4月に開催されました「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会」の、報告を付けております。

資料4、令和6年度の全国の最低賃金の改定状況。

それから先ほど説明した資料の5と7。

資料6は(1)から(3)までございますが、今年の春闘結果について、まとめております。

(1) 3月19日に発表された、浜銀総合研究所の春の賃上げ状況調査結果。

(2) 6月5日に発表された、連合の第6回の集計結果。

賃金上昇率は5.26パーセントという数字になっております。

(3) 6月20日に日本経済団体連合会が発表した調査結果。

こちらは賃金上昇率が4.35パーセントとなっております。

続きまして資料の8から12までは、全国と神奈川の経済情勢を示す最新の資料をお付けしております。

資料8、6月11日に内閣府が発表しました「月例経済報告」です。御覧いただきますと「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。」としており、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。」としつつも、「米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。」としています。

資料9、日銀横浜支店発表の「企業短観調査結果」です。

資料10、同じく日銀横浜支店が6月6日に発表した「神奈川県の金融経済概況」でございます。「神奈川県の景気は、一部に弱めの動きもみられるものの、緩やかに回復している。」とし、少しめくっていただいて9ページ、リスク要因として、各国の通商政策を巡る動向、それから海外経済の減速、それからコスト高、物価高などが取り上げられております。

資料11、神奈川産業振興センター発表の、神奈川県内の中小企業を対象とした「中小企業景気動向調査結果」となっております。

資料12、財務省横浜財務事務所発表の「神奈川県の経済情勢報告」。

資料13、6月4日に東京商工会議所が発表した「中小企業の賃金改定に関する調査」の結果の抜粋となっております。

資料14、日本経済団体連合会の「2025年度事業方針」。

資料15、関東経済産業局発表の「管内の経済動向」となっております。後ほどお目を通していただければと思っております。

資料16、厚生労働省本省が6月27日に発表しました、本年5月分の「一般職業紹介状況」となっております。御覧のとおり、5月の全国の有効求人倍率は1.24倍で、前月から0.02ポイント低下となっております。それから5枚ほどめくっていただいて10ページ、「第6表-1」となっているものが、令和6年5月から今年5月までの、月ごとの都道府県別有効求人倍率の表となっております。10ページが就業地別、11ページが受理地別の有効求人倍率となります。

資料17、神奈川労働局が発表しました、本年5月分の「労働市場速報」になります。5月の有効求人倍率は、プレスリリースのとおりです。雇用情

勢判断は「一部に弱さが残るものの、持ち直しに向けた動きが広がっている。物価上昇雇が雇用に与える影響に留意する必要がある。」となっております。

資料 18、「令和 6 年賃金構造基本統計調査」結果です。これは昨年 6 月の賃金額に関する調査となっております。

資料 19、「神奈川県賃金・労働事情」になります。これは昨年と同様、神奈川県最低賃金の推移、それから賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査などの各種統計資料からデータを抜き出し、表やグラフにしたものでございます。

3 ページの、上段は令和 5 年、下段は令和 6 年の、神奈川県最低賃金と一般賃金水準との比較でございます。一般賃金水準は企業規模 5 名から 9 名の事業所の給与額となっております。左端には、時間額 1, 162 円という神奈川県最低賃金額、その下の月額、米印 1 にありますように、その最低賃金の時間額に 1 か月平均の労働時間数を掛けたものを月額として記載しております。これと、米印 2 の算出方法で、令和 6 年賃金構造基本統計調査結果から算出した時間額を男女別に記載し、最低賃金と、賃金額とを比較したものをパーセントで表記して一番下に示しております。

4 ページは、賃金構造基本統計調査結果に基づき作成した、過去 3 年間の雇用形態、年齢階級別の賃金で、上が男性、下が女性、また、各表の左側が正社員、右側が非正社員となっております。各表の右端を御覧いただくと、男性の非正規雇用労働者に前年比マイナスが増えていることがわかります。

5 ページと 6 ページの表は、目安 A ランク水準にける賃金額を一般労働者、短時間労働者、新規学卒者及び産業別について比較したものです。

7 ページと 8 ページは、全国と神奈川県の給与額の推移となっております、左が全国、右が神奈川となっております。

8 ページは、消費者物価を算入した、実質賃金指数という形になっております。

9 ページは、パートタイム労働者の比率です。御覧のとおり神奈川は、常用労働者におけるパートタイム労働者の比率が高くなっております。

10 ページが、全国の企業規模 100 人以上の事業場における令和 6 年の賃上げの実態調査結果です。令和 6 年中における賃金の改定状況を見ますと「1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業の割合は、93.5 パーセント、昨年は 89.1 パーセントでした。「1 人平均賃金を引き下げた・引き下げる」企業の割合は、0.2 パーセントで、これは昨年と変わりません。それから「賃金の改定を実施しない」企業の割合は 2.6 パーセントになっておりまして、昨年は 5.4 パーセントでしたので、比率が下がっております。

1 1 ページは、企業倒産件数となっております。今年 5 月までの県内の企業倒産件数は、昨年 5 月までと比べて、ほとんど同数の推移となっております。

1 2 ページは、神奈川県における有効求人倍率とパート時給の月別推移となっております。有効求人倍率は、ほぼ横ばいの状態であることがわかります。一方、時給単価については、青の棒グラフで示したとおり、上昇の傾向にあると言えます。令和 7 年 5 月については、まだ数字が出ておりませんので、青の棒グラフはない状態で記載しております。

1 3 ページの就業地別有効求人倍率の表を御覧ください。先に御紹介した一般職業紹介状況の都道府県別の表から、A ランクの都道府県の求人倍率を抜き出したものとなっております。御覧のように、求人の就業地別では、神奈川は 1. 0 倍を超えているという状況です。

1 4 ページ、左側が主要都府県の完全失業率の推移、右側が主要都府県の受理地別の有効求人倍率の年別の推移となっております。

1 5 ページ以降は、神奈川県や各都道府県の人事委員会が作成しております「職員の給与に関する報告」から、標準生計費をグラフや表にまとめております。

資料番号 2 0、本年 4 月の求人票の所定内時給の上限と下限、それぞれ平均値及び求職者の希望時給額、平均値の分布表を付けております。

1 ページ目を御覧いただきますと、神奈川労働局における求人・求職賃金の分布表となります。青が求人の上限、赤が下限、緑が希望時給額の平均となっております。上段が令和 7 年 4 月、下段が令和 6 年 4 月の金額となっております。左端の職業計で見ますと、求人の上限額、下限額そして求職賃金、全てにおいて上昇していることがわかります。

2 ページ目と 3 ページ目、東京と山梨の状況を載せております。

4 ページ目は、「事務」、「販売」、「サービス」、「生産工程」、「運搬・清掃」の職種に関する隣接県との比較となっております。

5 ページ目以降が、県の「東部」、「北部」、「西部の」各地域と隣接する東京・山梨の地域との求人・求職賃金を比較したのとなっております。

資料番号 2 1、6 月 2 7 日に総務省から発表されました「消費者物価地域差指数」です。地域別の物価を明らかにすることによって比較しているものです。

2 ページに都道府県ごとの物価水準のグラフがありますが、東京と神奈川は突出しているという状況です。

4 ページに都市ごとのグラフがありますが、こちらも東京 23 区それから横浜・川崎が突出しているという状況となっております。

5 ページ以降は費目ごとの最も高い地域と低い地域、6 ページ以降は都道府県ごとの詳細データとなっております。

資料番号 22、昨年度末の審議会を開催いたしませんでしたので、従前、特定最低賃金の議題であったものを添付しております。

(1) は連合神奈川から 3 月に提出された、特定最低賃金の改正・新設の
申出の意向表明

(2) は神奈川県労働組合総連合からの要請書

(3) は神奈川県商工会議所連合会からの要請

(4) は、(1) のものを一覧にまとめたものとなっております。

資料番号 23、昨年 12 月 1 日からの取組状況をまとめたものですので、御覧いただければと思います。

以上、事務局からの資料説明となります。

【会長代理】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問がありましたら、お願いいたします。

【関口委員】

経営者協会の関口と申します。

いずれの資料も、丁寧に説明していただいております。

都道府県別の倒産件数とかいろいろデータはあると思うのですが、私が非常に興味を持っているのが徳島県の実況でして、徳島県について、どんな状況になっているのか調べられたりはしていますか。徳島県最低賃金 84 円引上げという恐ろしい金額で突出して決着したところなので、そこが今どうなっているのかと。

【事務局：賃金室長】

経済状況が悪化したとか倒産件数が増えたとかの話は特に聞いていない状況です。

【関口委員】

ありがとうございました。私も今後、経営者協会のルートでも、その辺のところを、一昨年から見てもはいますけれども、やはり P D C A を回して現状把握をしっかりと、これに対して最適に一番効率的にということが大事だと思いますので、そういう他府県での事例をしっかりとベンチマークしながら、神奈川としての最適解というのを見出していくのが、一つの手法としては良いかと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【会長代理】

ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、そのほか、諮問に関して事務局から説明がありますか。

【事務局：賃金室長】

関係労使からの意見聴取について御説明いたします。

最低賃金法第25条第5項「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、同法施行規則第11条で「関係労使の意見書提出のために公示をする。」と定められております。これに基づきまして本日審議会の終了後、この合同庁舎1階の掲示板、それから神奈川労働局のホームページに「7月23日まで関係労使からの意見を聴く」旨の公示をいたします。最近の状況では意見書の提出が労使双方からございまして、去年は労使合わせて4件の意見書提出がありました。実際に御意見を伺う方について、準備の都合がありますので、どのように扱うのか事前に御審議をお願いしたいと思います。

【会長代理】

意見書の提出に加えまして、この審議会場で意見を申述したいという団体などがあれば、例年と同様に意見を聴くことにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。時間の制約もありますので、申述時間も例年同様5分程度でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【各委員】 （異議なし）

【会長代理】

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますので、事務局はよろしくお願いいたします。

続きまして、地方最低賃金専門部会の設置について、お諮りします。まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

最低賃金法第25条第2項で「最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」旨が定められております。

そして、同条第3項「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされ、これに関して、最低賃金審議会令第6条第1項で「専門部会の委員の数は9人以内とする。」とされております。

これに基づきまして、従前から公、労、使を代表する委員それぞれ3名、計9名で専門部会は構成されております。以上です。

【会長代理】

ありがとうございます。そこで皆様にお諮りするわけでございますけれども、今年度も従来どおりの形にしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

【各委員】 （異議なし）

【会長代理】

ありがとうございます。それでは、従来どおり公労使3名ずつとしたいと思います。

次に専門部会委員の選任手続などについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

最低賃金審議会令第6条第4項、「地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない。」とされております。

つきましては、本日、審議会終了後、合同庁舎1階の掲示板に7月17日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。神奈川労働局のホームページにも同じようなお知らせをしたいと考えております。その後、委員は推薦のあった方の中から局長が任命することになっております。

専門部会委員については次回、第436回の本審で、御報告させていただきたいと考えております。以上です。

【会長代理】

ありがとうございます。

また、専門部会の廃止についてですけれども、最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされております。これは当然のことと考えますけれども、あらかじめ本審議会の中で決めておくということです。審議が終われば廃止するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】（異議なし）

【会長代理】

ありがとうございます。ではそのようにいたしたいと思います。

それでは、次の議題であります特別小委員会の設置について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

特別小委員会についてですが、先ほどの資料にありましたとおり、今年の3月に特定最低賃金の改正・新設の決定の意向表明がございましたので、おって、正式な申出がなされると見込まれております。その場合、従前は、改正・決定の必要性の審議をするため、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づいて、特別小委員会が設置されております。また同条では委員は会長代理が指名するとされております。

つきましては、特別小委員会の設置について、御審議いただければと考えております。

【会長代理】

ただいまの説明のとおり、特定最低賃金の改正・新設決定の申出がなされる見込みということです、その必要性の有無などについて審議が必要となります。ですので、今年度もあらかじめ特別小委員会を設置しておくこととしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【各委員】 （異議なし）

【会長代理】

ありがとうございます。それでは委員は会長代理の指名ということでございますので、公益側については、私から指名させていただきます。

私と、芳野委員、それから加藤委員にお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

（両委員、了承）

ありがとうございます。次に、労使委員についてですけれども、これについては、それぞれ御推薦いただければと思います。

まず、労働者側の阿部委員いかがでしょうか。

【阿部委員】

はい、労働者側の委員としましては、佐藤委員と佐俣委員、そして私でやらせていただければと思っております。よろしくお願いします。

【会長代理】

ありがとうございます。

次に使用者側の関口委員いかがでしょうか。

【関口委員】

はい、使用者側は、長谷川委員と山本委員、そして私関口の3名でやらせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長代理】

ありがとうございました。

それでは、

公益側委員は、芳野委員、加藤委員、それから私

労働者側委員は、佐藤委員、佐俣委員、阿部委員

使用者側委員は、長谷川委員、山本委員、関口委員

以上9名の方を、本年度の特別小委員会の委員として指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では次に、審議会の公開・非公開につきまして事務局から説明をお願いします。

【事務局：賃金室長】

本日の審議会につきましては、神奈川地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づいて公開・傍聴の手続きをとらせていただいております。

審議の公開・非公開につきましては、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。

この点につきましては、昨年の御審議で「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を踏まえた御審議をいただいておりますので、今年度も昨年同様の取扱とさせていただきたいと考えております。

【会長代理】

本年度については、昨年同様、本審は全て公開として、専門部会は1回目の部会のうち公労使三者で議論を行う場面、それから特別小委員会は1回目のみを公開することにしたいと思います。

いかがでしょうか。

【各委員】（異議なし）

【会長代理】

ありがとうございました。

それでは、本日は第1回目ということですので、労使それぞれの基本的な考え方を御披露いただきたいと思います。

まずは労働者側からよろしいでしょうか。

【阿部委員】

では労働者側を代表しまして阿部から発言させていただきます。

第1回目ということで、思いを込めて、とのことであります。昨年の審議会を振り返りますと、背景は今年と同じで、円安が進んでいく環境の中で、改正を審議してまいりました。それでも大きく引上げを実現できたけれども、残念ながら物価高には追いつかない状況での審議だったことを思い出します。結果として、目安どおりの50円という大きな最低賃金の上昇をもってしても、食料品や生活必需品などの物価の上昇には、全く届かない水準となった、こんな状況であったと思っています。

この3年ほど、私ども労働側からいたしますと、賃金の上昇分と物価の上昇分が、言ってみれば追いつけっこのような局面がずっと続いてきています。もちろん最低賃金も昨年から頻繁に購入する品目などが資料に示されてきて、こういう品目の上昇分を超える引上げが必要だなということは我々も考えていまして、賃金と物価の安定した上昇局面が続いていく社会の実現は、まだ、はじまったばかりだろうと考えています。

こうした局面に就いても、国際的な水準まで引き上げるためにはまだまだ差があって、長い年月で実質賃金が上がってこなかったことがありますの

で、こういった局面を持続的に、これからもアップしていくためには、様々なサービスであったり商品であったり、様々な取引に対して、適正な価格設定によって、対価が確実に支払われて、付加価値がしっかり上がっていく、こういった民主的な形の解決をしていかなければならないと考えています。

今も日々、その重要性は一層高まっており、まさに、一刻の猶予もない状況までできていると考えています。

神奈川の現在において考えてみますと、最低賃金の近傍水準で働いていらっしゃる労働者の方がいまだに多いことが、今日の、先ほど示していただいたデータから読み取れると思います。

その意味では、賃金と物価の中長期的な上昇局面の中にあつては、最低賃金の水準にあつても、本来あるべき水準、つまり国際的な水準をしっかりと論議の延長線上に置いておくべきだろうと考えています。この水準の在り様については、労働者の生活の安定であったり、国内経済の健全な発展への寄与であったり、基本的なベースの上に立って、議論をしてまいりたいと考えています。

今現在1, 162円という数字であったとしても、パートタイム労働者の皆様たちの、公開されている求人の平均時給の推移であったり、いわゆる高校を卒業されたばかりの高卒初任給と言われる方の時給換算の平均額の推移であっても、こういう比較を持ち出さなくとも、最低賃金の引上げについて足を止める水準ではないことが、今の時点においても明らかだと思っております。

したがって、昨年にも増して、現在の経済状況であったり、今後の賃金であったり、各位に与える影響であったりを考えて、必要な統計データを御用意いただき、それを参照に、中央最低賃金審議会における目安及び本年の審議に対する考え方を踏まえ、審議に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。労働側からは以上です。

【会長代理】

ありがとうございました。

次に使用者側から、お願いいたします。

【関口委員】

私、関口から簡単にコメントしたいと思います。

昨年度、我々使用者側は、目安どおりの、50円もの最低賃金引上げに対して、意を決し、何年ぶりになるでしょうか、全会一致で賛成にまわりました。これは現在も続いている未曾有の人手不足の中、何とか賃金を上げて、経済の好循環を回していくという政府方針、そして国民的な世論、そういったものを勘案した上での判断でございました。

加えて、ここが重要ですが、昨年度の議論で、いろいろと私どもも言わせていただきましたが、強くお願いしたのは、最低賃金の引上げで経営が苦しくなる中小零細企業のサポートでした。このサポートを、言い方はあれですが、答申書には従来どおりの通り一遍な、「十分なサポートを増やしたい」という、十年くらい同じ文言で年間何も変わっていない、そこを強くお願いして、まさに単年度ではなくて中長期的な支援の「中長期」という言葉を入れていただき、県や市町村との連携とか、働き方改革推進支援センターとか、ワンストップ的な窓口の周知強化など、非常に具体的な、今までにない具体的なアクションを、最終の答申書にまで記入していただき、非常にこの歴史を少し変えたようなアクションをしていただいた、ということがございました。そこをリードしていただいた、今日はいらっしゃいませんが赤羽会長、そして各委員、事務局の皆様には、大変感謝をしているところでございます。

また、これは一昨年度に、私どもの方からお願いした内容でございましたが、本審の後の審議会で、その後の取組の途中経過を逐次報告していただく、ということも、引き続きやっていただいております。

その結果、補助の申請件数なども去年のうちに教えていただいておりますので、また今年度に関しても、どこかのタイミングで、前年度の振り返りなども含めてサポートをお願いしたい。こうした、いわゆるPDCAを回すことによって、本当に必要性の高いサポートを効率的に実施していく、そういう形にしていきたい。今年度もぜひ、振り返り及び現状把握、ここからスタートしていくのが大事な事かなと思っています。

先ほども少し申し上げましたが、昨年度、84円という超大幅な増額となった徳島県の状況がどうなっているか、自分から言うのも何ですが、今までの使用者側のコメントだと、そんな目安を超えて大幅に賃上げしたら企業がバタバタ倒産するようなことを言っていたのですが、軽く調べたら、先ほど御報告いただいたとおり、表立った数字の上ではまだ影響が現れていないようです。ですが本当に効いてくるのはこれからと思っていますので、私も経営者協会ルートで徳島の話を知りたいと思いますが、全国の基本データを持つ事務局からも、徳島の状況を今後も伝えてもらい、それをぜひ皆様に共有して、神奈川での今後の方針の議論に、繋げていければと思います。

現状把握といった意味では、昨年度私どもから最後の方の審議でお願いしたのですが、先ほども、神奈川県では最低賃金近傍で働いている労働者が非常に多いと資料説明にもありましたが、本当にどのくらいの方が、どういう形で困っていらっしゃるのか、そこをもう少しつまびらかにして、例えば方が変ですけど時間が余った高校生や奥様のバイトよりも、これもステレオタ

イプで例えているわけではないのですが、単身の高齢の方やシングルマザーの方が困っていらっしゃるのではないかと、そういう本当に困っているところに、きちんとしたサポートをしていくための現状把握ということです。我々使用者側委員の方も、今回お一方メンバーが入れ替わりましたが、経営者協会のルートでメンバーを推薦しようとする、やはりどうしても企業の規模が大きくなってしまって、何人か声はかけましたが、最低賃金で雇っている人が誰もいないです、と言われてしまいまして、実感がありません。今回についても長谷川委員のルートでの人選をお願いしまして、本当に近い実感をお持ちの方にメンバーを務めていただかなければ、ということで今回お願いしている次第です。なので、我々も真剣に、本当に困っている中小企業零細企業が、本当にどういうサポートを受けられるようにしなきゃいけないのか、これも調べながら進めていきたいと思っております。

そういった中で、本年度いろいろ事情があったでしょうけど企業訪問が中止になってしまったのは非常に残念だと思います。また来年度以降、復活していただければ、と思います。

最後に、これは毎年申し上げていることなのですが、最低賃金を守れない企業というのは、法律違反なので存続ができなくなってしまう、それくらい、死刑宣告みたいなものでございます。特に神奈川県におきましては東京都と1円しか違わない、全国レベルでも非常に高い最低賃金でございまして、その影響率は全国でも突出して高い訳でございまして、何回も申し上げますが、経営基盤の弱い企業にとっては、非常にインパクトが大きいということです。そこに加えてトランプ関税です。そんな嵐が吹き荒れようとしている訳でございまして。御承知のとおり、神奈川県は昔から大きな港を持ち、自動車、電子産業、鉄鋼業系の大手企業が集まり、それに伴って、ティアツー、ティアスリー、ティアフォーといった、2次、3次、4次取引の協力会社さんも、小さい企業の会社さんも、たくさん集積している場所だと思います。そうなってくると、トランプ関税の影響が、全国平均よりは確実に影響が大きいと思います。ですからここについては、中央の政府が何か対策をするのが大事なのですが、神奈川県にとってもより大きなインパクトがある、ここの部分を神奈川労働局の皆様におかれまして、それと今日も神奈川県の方がいらっしゃっていますが、神奈川県とか、横浜市とか川崎市とかと連携をとって、最低賃金によって倒れてしまうような企業が出てこないように、サポートを一緒に考えていきたいと思っております。

今年1月には、神奈川労働局のリードで、「神奈川政労使会議」が開かれまして、「政労使が一体となって、適切な価格転嫁と持続的な賃上げに向けた、県経済の好循環を目指す」という神奈川政労使会議共同メッセージなるものを発表しているところでございます。まさに今この場には、政労使そ

ろっている訳でございます。ぜひ我々としても、お互いに腹を割って、本音ベースで議論をして、政労使それぞれが納得できるような結論にたどり着けることができたらいいなと思っております。なかなか難しいとは思いますが、結果的に皆元気が出るような、納得できるような結論、これが元気になれるような最低賃金だというのが、結論づけられたらいいなと思っておりますので、皆さんで、チームになって頑張っていけるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【会長代理】

ありがとうございました。労使それぞれ御意見、お立場があると思えますけれども、私を含めまして公益側委員一同、円滑な審議会運営に努めてまいりたいと思えますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

そのほかですけれども、事務局から何かありますか。

【事務局：賃金室長】

関口委員からもありましたが毎年行っております事業場視察、委員の皆様方から御要望をいただいたにもかかわらず、どうしても視察先との日程調整が合わず、やむなく中止という運びになりました。申し訳ございませんでした。

それから次回の審議会について御報告申し上げます。次回は、中央最低賃金審議会の目安額の答申を受けてからという原則があるのですが、今のところ7月31日、木曜日、午後3時からということ、場所はここではなくて8階会議室となります。あくまでも、ここまでに目安が出ているという前提の日程ですので、仮に中賃の目安答申が大幅に遅れて、第4回目の中賃の目安小委員会が7月29日開催ですので、それで決まらず、第5回目を翌日に開催したとしても、7月31日には出るかな、という読みでこの日程を組んでおりますが、それでも駄目な場合は少し後にずれるということ、それから10月1日発効も難しいのかなということも踏まえた上で、次回7月31日、午後3時から本審、午後4時から第1回目の専門部会という形になりますので、中央の動きがもしあれば、随時メールなどで御連絡差し上げますので、少し日程に余裕を持って考えていただければ大変ありがたいと思っております。

事務局からは以上になります。

【会長代理】

ありがとうございました。

ほかに、皆様から何か御質問等、ございますか。

【各委員】 （質疑なし）

【会長代理】

よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で予定していた議事は全て終了いたしますので、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。